

## 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 公益財団法人栃木県保健衛生事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年2月1日～令和11年1月31日までの5年間

2 内容

目標1：育児・介護休業法を上回っている時短勤務等について、制度の周知及び情報提供を実施する。

目標2：年次有給休暇を付与された職員の有給休暇取得率の平均を25%以上とする。

<対策>

目標1：職員が常時閲覧できるよう社内掲示板（社内LAN上）に情報を掲示する。  
制度が変更になったら、タイムリーに情報を更新する。

目標2：毎年度末から年度初めに年次有給休暇の取得状況を把握する。  
課長会議で休暇の取得状況を総務課から情報提供して、計画的な取得を促進する。（祝日、夏季休暇、記念日等に合わせた休暇の取得促進を周知する。）

一般事業主行動計画とは・・・

企業が子育てをしている従業員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うために、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策と実施時期を定めるものです。